

歩合給がある場合の雇用調整助成金の助成額算定方法が令和3年9月1日以降の休業から変わります。

対象となる事業主

○給与に歩合給（出来高払）制が含まれている労働者を休業等させた場合、対象となります。

※該当する場合は、厚生労働省HPで公開している参考様式等を提出する必要があります。

変更内容

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業より、助成額算定に用いる休業手当支払率（雇用調整助成金助成額算定書の「（5）休業手当等の支払い率」）を以下により算定する方法に変更します。

【変更前】

休業協定書に定めた基本給を含む手当等の支払い率のうち、最も低い支払率を適用



【変更後】

【当該月の休業手当支払額の総額】

【平均賃金額】(※1) × 【月間休業延日数】(※2)

※1 雇用調整助成金助成額算定書の「（4）平均賃金額」に記載している額（変更の必要はありません）

※2 雇用調整助成金助成額算定書の「（8）月間休業等延日数」の①と②の合計日数（変更の必要はありません）

注）雇用調整のための教育訓練を行っている場合、教育訓練に係る賃金について、別途同様の算定を行って下さい

○また、この休業手当支払率は、6カ月経過ごとに見直しを行います。

・今回の変更は、助成額が実際に支払われた休業手当額に応じた額になるようにするものです。

・また、休業手当額は月ごとに変動する可能性があることから、このような変動をできるだけ助成額に反映させるため、休業手当支払率は6カ月経過ごとに見直しを行います。

具体的な算定方法・手続きなど

○判定基礎期間の初日が令和3年9月1日以降の休業について、雇用調整助成金助成額算定書の「（5）休業手当等の支払い率」は、裏面を参考に、上記の変更内容に基づいて算定した率を当該算定書に記入して下さい。

○この見直し月の翌月以降の申請の際は、参考様式の写しを添付して下さい。
また、6カ月経過後の見直しがなされた場合は、その見直し後の参考様式を添付して下さい。

事業主の皆様へ

○雇用調整助成金は、景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度です。

○また、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置は、雇用を維持する事業主の休業手当等の支払いに係る負担を軽減することにより、労働者の雇用の安定を図るためのものです。

○事業主の皆様におかれては、こうした趣旨をご理解いただき、引き続き、雇用の維持と適切な申請を行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

雇用調整助成金助成額算定書

【計算方法の例】

以下の雇用調整を行った場合

- ①休業：休業手当額7,500円（基本給分80%、歩合給分0%）、全日休業60人日、短時間休業12人日
- ②教育訓練：教育訓練時の賃金9,375円（基本給分100%、歩合給分0%）、教育訓練10人日

様式新特第8号助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）（自動計算）(R3.6) (R3.8.1日額改定対応済)

雇用調整助成金助成額算定書

判定基礎期間	令和 3 年 9 月 1 日 ~ 令和 3 年 9 月 30 日		
(事業所名)	●●商事	(事業所番号)	1234-567890-1
(1) 賃金総額 <small>利用した書類を記入してください。</small> (a.労働保険料確定保険料申告書)	135,000,000 円		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険被保険者数	50 人		
(3) 年間の 所定労働日数 <small>(所定労働日数の算出については裏面の3をご確認ください)</small>	253 日		
(4) 平均賃金額 [(1) / ((2) × (3))]	10,425 円		
(5) 休業手当等の支払い率 <small>※就業規則、休業等協定によって定められた、休業手当の支払率又は教育訓練中の賃金の支払い率</small>	休業		教育訓練
	全日	短時間	89 %
(6) 基準賃金額 [(4) × (5)]	7,402 円	7,402 円	9,279 円
(7) 1人日当たり助成額単価 <small>[(6) × 助成率] 3/4 (大企業：解雇等なし) ↓ ※助成額単価の上限額については表面8参照</small>	5,552 円	5,552 円	8,960 円
(8) 月間休業等延日数 <small>※様式新特第9号の①、②及び③欄から転記。</small>	① (9号欄から転記)		③ (9号欄から転記)
	60	12	10
	人・日		人・日

(休業手当支払額の総額)
540,000円 (7,500円 × 72人日)

$$10,425 \text{円 (平均賃金額)} \times 72 \text{人日 (休業延日数)}$$

71% (休業手当支払率)

※全日と短時間に同じ率を記入下さい。
※小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げて下さい。
※上限は100%となります。

(教育訓練に係る賃金の総額)
93,750円 (9,375円 × 10人日)

$$10,425 \text{円 (平均賃金額)} \times 10 \text{人日 (教育訓練延日数)}$$

89% (教育訓練の賃金支払率)

※小数点以下の端数が生じた場合は、切り下げて下さい。
※上限は100%となります。

【その他】

○基準となる判定基礎期間 (※) の休業手当等支払率と比べ、基準となる判定基礎期間の翌判定基礎期間以降に実際に支払った休業手当等に基づき算定した休業手当等支払率の方が高い場合、当該判定基礎期間については、その休業手当等支払率を適用できますので、申請の際に参考様式をご提出下さい。

(※) 基準となる判定基礎期間とは、参考様式により、①初めて休業手当等支払率の算定を行う判定基礎期間、②休業手当等支払率の算定を行ってから6ヶ月間経過したため、改めて休業手当等支払率の算定を行う判定基礎期間をいいます。

○該当する場合に提出する必要がある参考様式は厚生労働省HPに公開しております。

○なお、従業員が概ね20人以下の事業主におかれては、実際に支払った休業手当等の額により申請できる「小規模事業主用様式」をご利用いただけます。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

厚生労働省HP

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

休業手当等の支払率算定書

基準となる
判定基礎期間

裏面をお読みいただき、今回が基準となる判定基礎期間に当たる場合には、を記入して下さい。

判定基礎期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

休業対象者数	教育訓練対象者数
人	人

休業手当の支払率
※上限は100%、小数点は切り捨てとなります。

【休業手当総額の小計】

1 枚目	2 枚目	3 枚目
円	円	円
休業手当総額の合計 円		
平均賃金額 円	×	休業延日数 日

様式新特第8号 } の(4)の平均賃金額を転記
様式新特第8号(2) }
様式新特第8号(3) }
様式新特第8号 } の(8)の月間休業等延日数①、②の和を転記。小数点があった場合には、小数点以下の端数を記載いただいても構いません。

教育訓練に係る賃金の支払率
※上限は100%、小数点は切り捨てとなります。

【教育訓練に係る賃金総額の small 小計】

1 枚目	2 枚目	3 枚目
円	円	円
教育訓練に係る賃金総額の合計 円		
平均賃金額 円	×	教育訓練延日数 日

様式新特第8号 } の(4)の平均賃金額を転記
様式新特第8号(2) }
様式新特第8号(3) }
様式新特第8号 } の(8)の月間休業等延日数③を転記。小数点があった場合には、小数点以下の端数を記載いただいても構いません。

①は、様式新特第9号、様式新特第9号(2)に記載した対象労働者と同じ順番で②、③を記載する場合、省略できます。

	①休業・教育訓練対象者の氏名	②休業手当総額 (円)	③教育訓練に係る賃金総額 (円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			

	①休業・教育訓練対象者の氏名	②休業手当総額 (円)	③教育訓練に係る賃金総額 (円)
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
	小計		

【記入要領】

- 1 本参考様式は、対象期間内に、給与に歩合給（出来高払）制が含まれる労働者について、休業、教育訓練（雇用調整助成金の対象となるものに限る。）を行った場合の初回の判定基礎期間における支給申請時に用います。参考様式所定の事項が記載されたものであれば、独自に作成した任意の様式を提出することも可能です。
- 2 基準となる判定基礎期間とは、①本様式を用いて初めて休業手当等の支払率の算定を行う判定基礎期間、②本様式を用いて初めて休業手当等の支払率の算定を行ってから6ヶ月間経過したため改めて休業手当等の支払率の算定を行う判定基礎期間をいいます。休業と教育訓練で基準となる判定基礎期間が異なる場合は、いずれか早いものから6ヶ月間を起算することになります。
- 3 今回提出する参考様式が基準となる判定基礎期間に当たる場合には✓を記入して下さい。基準となる判定基礎期間以外で実際に支払った休業手当額が助成額を上回ることにより、休業手当等の支払率の算定を改めて希望する場合には✓は記入しないで下さい。
- 4 判定基礎期間には、休業手当等の支払率の算定を行うこととなる判定基礎期間（賃金締切期間）を記入して下さい。
- 5 休業手当の支払率及び教育訓練に係る賃金の支払率に表示された率は、様式特第8号等の雇用調整助成金助成額算定書（5）の休業手当等の支払い率に転記して下さい。この際、全日、短時間は同じ支払い率となります。
- 6 ①には、雇用調整助成金の対象となる休業等に係る対象労働者を記入して下さい。なお、様式新特第9号等の休業等実績一覧表に記載した対象労働者と同じ順番で②、③を記入する場合、省略することが可能です。
- 7 ②には、対象労働者ごとに支払う雇用調整助成金の対象となる休業に係る休業手当総額を記入して下さい。
- 8 ③には、対象労働者ごとに支払う雇用調整助成金の対象となる教育訓練に係る賃金総額を記入して下さい。
- 9 対象労働者数に応じて（1）～（3）を活用して作成の上、ご提出下さい。また、対象労働者数が200名を超える場合には、本参考様式を参考に、任意の様式に所定の事項を記載の上、ご提出ください。

	①休業・教育訓練 対象者の氏名	②休業手当総額（円）	③教育訓練に係る 賞金総額（円）
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			

	①休業・教育訓練 対象者の氏名	②休業手当総額（円）	③教育訓練に係る 賞金総額（円）
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
	小計		

	①休業・教育訓練 対象者の氏名	②休業手当総額（円）	③教育訓練に係る 賞金総額（円）
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			

	①休業・教育訓練 対象者の氏名	②休業手当総額（円）	③教育訓練に係る 賞金総額（円）
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			
180			
181			
182			
183			
184			
185			
186			
187			
188			
189			
190			
191			
192			
193			
194			
195			
196			
197			
198			
199			
200			
	小計		